

令和2年度 第1回 川西市産業ビジョン推進委員会

地域経済対策検討部会(全体会) 次第

日時 令和2年10月5日

場所 書面開催

1. 報告事項

- (1) 委員委嘱・紹介 【委員名簿】
地域経済対策検討部会委員を委嘱します

- (2) 委員会・部会の開催趣旨 【資料1】
川西市産業ビジョンを基礎として、アフターコロナを見据え、
本市が取り組む地域経済対策を検討する部会を設置します

- (3) 会議公開制度運用要綱・傍聴要領 【資料2】
オンライン会議を開催することに伴う規定整備をします

- (4) 新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響 【資料3 - 1、3 - 2、3 - 3】
コロナ禍の拡大による経済動向レポート、及びV - RESAS の分析、
国・県・市の実施事業をまとめました。

- (5) ヒアリング調査の実施計画 【資料4】
コロナ禍の影響と対策等について事業者等からヒアリングを実施します

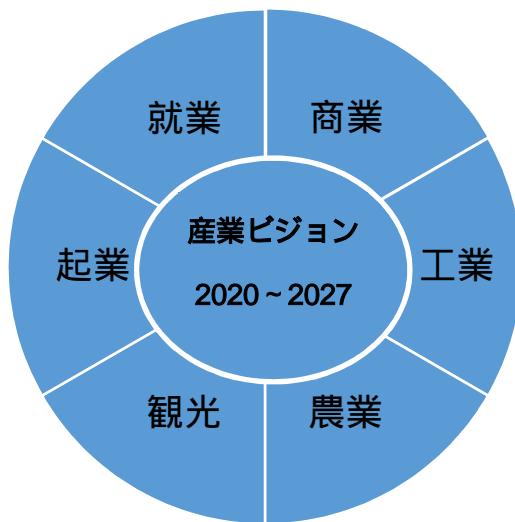
- (6) 今後の進め方 【資料5】
会議開催スケジュール等

産業ビジョンに基づく産業振興とアフターコロナを見据えた経済対策の検討について

1. 産業ビジョンとは

本市産業ビジョンは、「第 5 次総合計画」における商工業など産業にかかる施策目標の実現を目指す個別計画として、学識経験者等を招いた「産業ビジョン推進委員会」の審議を経て令和 2 年 3 月に策定しました。

このビジョンに基づいて、今後の市内産業のあるべき姿を明確に示し、事業者、市民そして行政が一体となって、本市の産業を発展させていくための環境づくりを行っていきます。



2. 産業ビジョンの基本理念と基本方針

本市はこれまで住宅都市として発展してきた特性を活かしつつ、将来を見据えた産業構造の変革への対応、活性化、持続性の向上をめざした産業振興施策を展開していくため、次の 3 つの視点をもって基本理念と基本方針を定めました。

【3つの視点】

- 働きたい・活動したいと思うまち
- 暮らし続けたいと思うまち
- 訪れたいと思うまち

【基本理念】

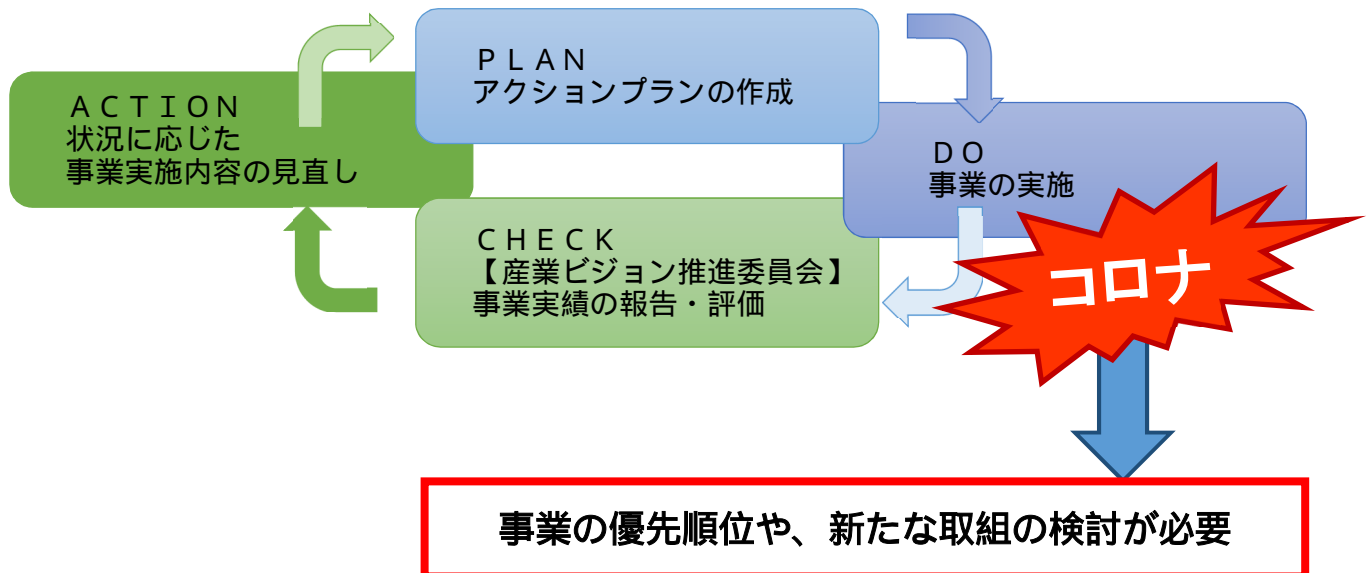
働く人 暮らす人 訪れる人 みんなで創る 魅力と活力が続くまち

【基本方針】

- しごとの創出と暮らし・まちの活性化
- まちのにぎわいと歴史・自然体験による交流の活性化
- 既存産業の持続と活性化
- 産業を担う人材確保と育成

3. 産業ビジョンの推進体制とコロナ禍による状況変化への対応

本ビジョンの着実な推進に向けては、ビジョンの「産業振興の基本方針と取り組み」沿ってP-D-C-Aサイクルを回し、個別の事業の実施件数や評価指標の状況などを取りまとめ、「産業ビジョン推進委員会」で調査・審議していきます。



4. 地域経済対策検討部会の役割と構成案

【役割】

- ・本ビジョンに沿った産業振興及びアフターコロナを見据えた事業展開の検討
- ・本市の産業特性やコロナの影響を踏まえたエビデンスに基づく事業、優先順位の検討

【部会員構成】(敬称略)

部会長	佐々木 保幸	関西大学経済学部
時任	啓佑	武庫川女子大学実践学習センター
山本	利映	中小企業診断士
木原	奈穂子	鳥取大学農学部
須磨	正尚	(株)池田泉州銀行川西支店
辻田	卓也	能勢電鉄(株)
藤森	薫	川西市商工会

【日程】 令和2年9月～令和3年2月 地域経済対策検討部会開催
コロナの状況により、オンライン・書面開催を原則とする

【開催内容】 現下の経済や事業者の状況把握（ヒアリング等の実施）
に基づき、本市が取り組むべき経済対策の検討
早期（令和3年度）に取り組むべき経済対策の検討

川西市産業ビジョン推進委員会会議公開制度運用要綱（改正案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、川西市産業ビジョン推進委員会規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、川西市産業ビジョン推進委員会（部会を含む以下「委員会」という。）の会議公開制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ウェブ会議等の方法による開催等）

第 2 条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議にウェブ会議の方法（インターネット等を通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により委員会の会議を開催することができる。

（参加及び出席）

第 3 条 前条に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による参加をもって委員会の会議に出席したものとする。ただし、ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声も含め送受信が完全にできない場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものみなす。ウェブ会議システムの利用において、委員長が、映像のみならず音声も含め送受信できなくなった場合には、規則に準じ、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議公開）

第 4 条 会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第 10 条の規定に基づき、委員会の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること並びに会議録の公開等により行うものとする。

（委員会設置状況の公表）

第 5 条 市民環境部産業振興課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した付属機関等の設置状況（様式第 1 号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 付属機関等の名称
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 所掌事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成（選出基準）
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第 1 1 号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準を記載するものとする。

（会議の開催日時等の公開）

第 6 条 会議の開催日時等は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第 2 号）を会議開催の日の概ね 1 週間前までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更のあったときも同様とする。

- (1) 会議名（付属機関等名）

(2) 開催日時及び開催場所 (ウェブ会議の方法により会議を開催する場合はその旨と、全部又は一部を公開する会議にあっては傍聴することができる場所)

(3) 会議次第

(4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由

(5) 傍聴定員(予定)

(6) 事務局(担当課)

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については委員長が事務局と事前に協議して決定する。

(会議の傍聴をすることができる者)

第7条 何人も会議の傍聴をすることができる。

(会議の傍聴)

第8条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。

3 第2条の規定による会議の傍聴は、指定した場所において、インターネットを経由した会議を傍聴させることができる。このほか、URL等を示す方法などにより、インターネットを経由した傍聴をさせることができる。なお、前項の規定により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

4 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

5 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行く。ただし、受付開始時に定員を超える希望者がいるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

6 「川西市産業ビジョン推進委員会会議公開に係る傍聴要領」は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。

7 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布するものとする。

8 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公開等)

第9条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第3号)を作成するものとする。

(1) 会議名(付属機関等名)

(2) 事務局(担当課)

(3) 開催日時及び開催場所 (ウェブ会議の方法により会議を開催した場合はその旨)

(4) 出席者(委員・その他・事務局)

(5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由

(6) 傍聴人数

(7) 会議次第及び会議結果

(8) 審議経過(主な発言要旨等)

2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1箇月以内に委員長の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにお

いて公表し、閲覧に供するものとする。

4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。

5 事務局は必要と認めるときは、会議結果の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

付 則

この要綱は、平成15年6月27日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(1 概況) 新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響

1. 全国の新型コロナウイルス感染症の概況

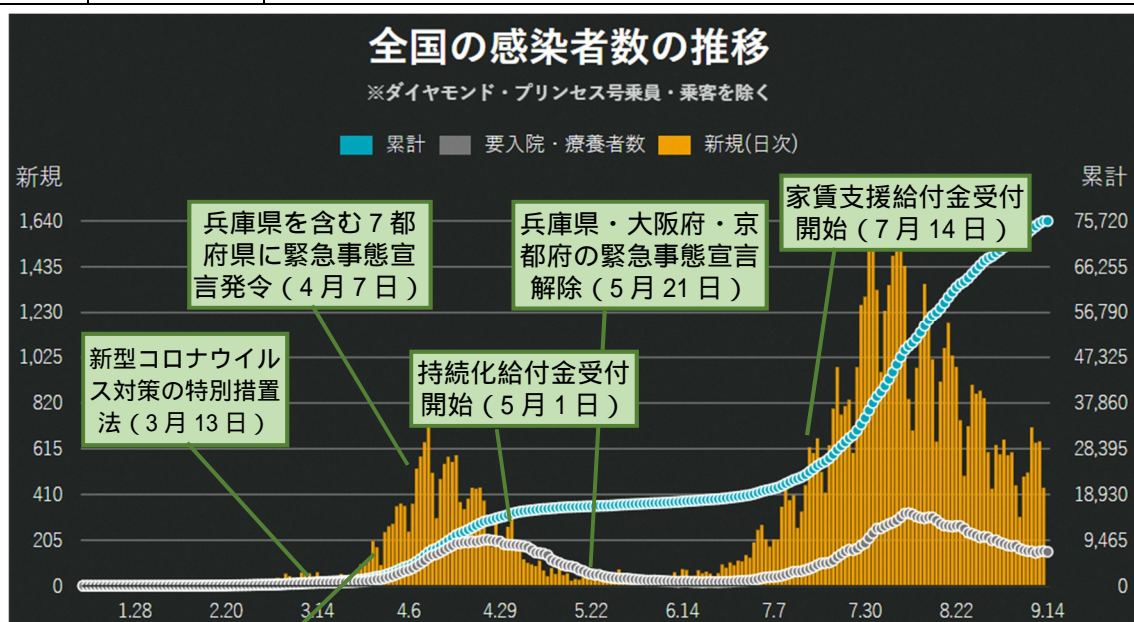
4月に第一波がピークを迎え、その後収束に向かうも、7月から第二波が拡大

感染者の発生 ～感染拡大第1波～第2波

- ・令和2年(2020年)1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が発生。(ダイヤモンド・プリンセス号乗員・乗客を除く)
- ・3月以降に都市部を中心に感染が急拡大し、4月7日に兵庫県を含む7都府県に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令。
- ・第1波は4月半ばにピークを迎えるも、その後収束に向かい、兵庫県・大阪府・京都府の関西3府県の緊急事態宣言は5月21日に解除された。
- ・第2波は6月半ばに拡大し、8月上旬にピークを迎え、現在は新規感染者数が減少傾向にある。

国・県・市の経済対策等

国	4月1日 5月1日 7月14日 4月～適宜 7月22日～	雇用調整助成金の特例措置 持続化給付金 家賃支援給付金 各補助金に「コロナ特別枠」 ものづくり補助金・小規模事業者持続化補助金・IT導入補助金 Go to キャンペーン(トラベル・イート・イベント・商店街) など
兵庫県	4月28日 5月12日 6月30日	休業要請事業者経営継続支援金 がんばるお店・お宿応援事業補助金 中小企業事業再開支援事業(感染防止対策への補助金) など
川西市	6月1日 6月15日 9月20日	つながりづくり事業者支援事業(売上20～50%未満事業者への支援金) 川西テイクアウトクーポン発行 商店街プレミアム付き商品券発行 など



雇用調整助成金の特例措置開始(4月1日)

出典：株式会社 JX 通信社「ニュースダイジェスト」

『新型コロナウイルス 日本国内の最新感染状況マップ・感染者数』

<<https://newsdigest.jp/pages/coronavirus/>> (9/14)

出典元：FASTALERT(ファストアラート)新型コロナウイルスリアルタイム情報

2. 近畿企業の経済動向

(1) 全国・近畿企業の動向

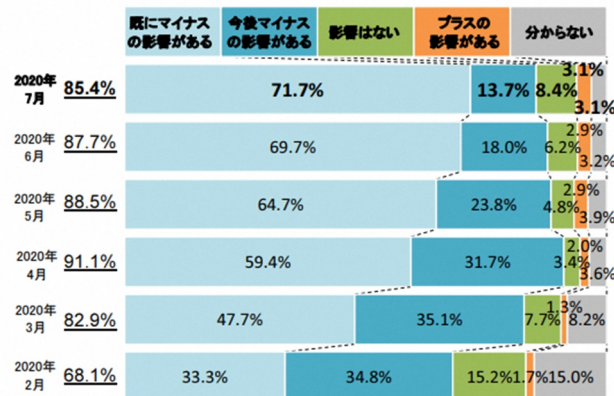
業績

業績は上向きつつあるも、前年同月比減 / 旅館・ホテル中心にマイナス影響が続く

帝国データバンク「新型コロナウイルス感染症に対する近畿企業の意識調査（令和2年（2020年）7月）」

- ・自社の業績に『マイナスの影響がある』と見込む企業は85.4%（7月）。ただし4月の91.1%をピークとして3カ月連続で減少。
- ・業界別では『農・林・水産』『金融』で9割以上の企業が5カ月連続で『マイナスの影響がある』。
- ・業種別では、「旅館・ホテル」など8種が100.0%で最も高く、「旅館・ホテル」「繊維・繊維製品・服飾品小売」などは6カ月連続で全企業がマイナスの影響（見込み）。
- ・『プラスの影響がある』企業は、スーパーマーケットなどの「各種商品小売」が50.0%で最も高く、次いで、「飲食料品・飼料製造」（15.2%）、「教育サービス」（12.5%）。
- ・令和2年（2020年）7月の売り上げ見込みは、前年同月比で平均85.3%。減少を見込む企業は68.4%となり、特に前年同月比で10～20%の減少とみる企業が3割超で集中。

新型コロナウイルス感染症による業績への影響



注1: 母数は、有効回答企業1,945社。2020年6月調査は1,853社、同年5月調査は2,010社、同年4月調査は1,997社、同年3月調査は1,925社、同年2月調査は1,800社

注2: 下線の値は『マイナスの影響がある』（『既にマイナスの影響がある』と『今後マイナスの影響がある』の合計）の割合

注3: 『プラスの影響がある』は、『既にプラスの影響がある』と『今後プラスの影響がある』の合計

注4: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

7月の売り上げ見込み

～ 前年同月比平均・上位下位各10業種 ～

(%、前年同月を100)

	上位10業種	前年同月比平均	下位10業種	前年同月比平均
1	各種商品小売	97.1	旅館・ホテル	41.2
2	医療・福祉・保健衛生	95.0	繊維・繊維製品・服飾品小売	69.6
3	医薬品・日用雑貨品小売	92.3	再生資源卸売	72.8
4	電気・ガス・水道・熱供給	92.3	家電・情報機器小売	75.8
5	専門商品小売	92.1	農・林・水産	77.8
6	飲食料品・飼料製造	91.2	出版・印刷	78.3
7	情報サービス	91.0	繊維・繊維製品・服飾品卸売	78.4
8	建材・家具・窯業・土石製品卸売	90.9	教育サービス	78.9
9	リース・賃貸	89.9	輸送用機械・器具製造	79.1
10	紙類・文具・書籍卸売	89.4	飲食店	79.6

出典：帝国データバンク「新型コロナウイルス感染症に対する近畿企業の意識調査（2020年7月）」

「新型コロナウイルス」関連破たん状況

資金力の乏しい小・零細企業を中心に、新型コロナの影響による倒産は増勢傾向

東京商工リサーチ「「新型コロナウイルス」関連破たん状況」(9月15日17:00現在)

- ・「新型コロナ」関連の経営破たん(負債1,000万円以上)は2月からの累計で全国481件(倒産429件、弁護士一任・準備中52件)。
- ・月別では、6月に単月最多の103件発生。また、9月は15日までに40件が発生し再び増勢。
- ・負債1,000万円未満を含めた新型コロナウイルス関連破たんは累計500件。資金力の乏しい小・零細企業を中心に、新型コロナの影響による倒産は再び増勢に転じる。
- ・なかでも、9月15日までの飲食業の破たんは70件(負債1,000万円未満3件を除く)に達し、新型コロナの打撃を受けた飲食業の倒産は、令和2年(2020年)は過去最多を更新する勢い。
- ・都道府県別では、東京都が120件に達し、全体の4分の1(構成比24.7%)と突出。以下、大阪府45件、北海道25件、愛知県24件と続き、兵庫県は18件。
- ・業種別では、来店客の減少、休業要請などで打撃を受けた飲食業が72件で最多。次いで、百貨店や小売店の休業が影響したアパレル関連(製造、販売)が54件、インバウンドの需要消失や旅行・出張の自粛が影響した宿泊業が46件で、この3業種が突出。



出典：東京商工リサーチ「「新型コロナウイルス」関連破たん状況」(9月15日17:00現在)

(2) 兵庫県内企業の動向

本県の経済・雇用情勢は厳しい状況が続いており、先行きも悪化の見通し

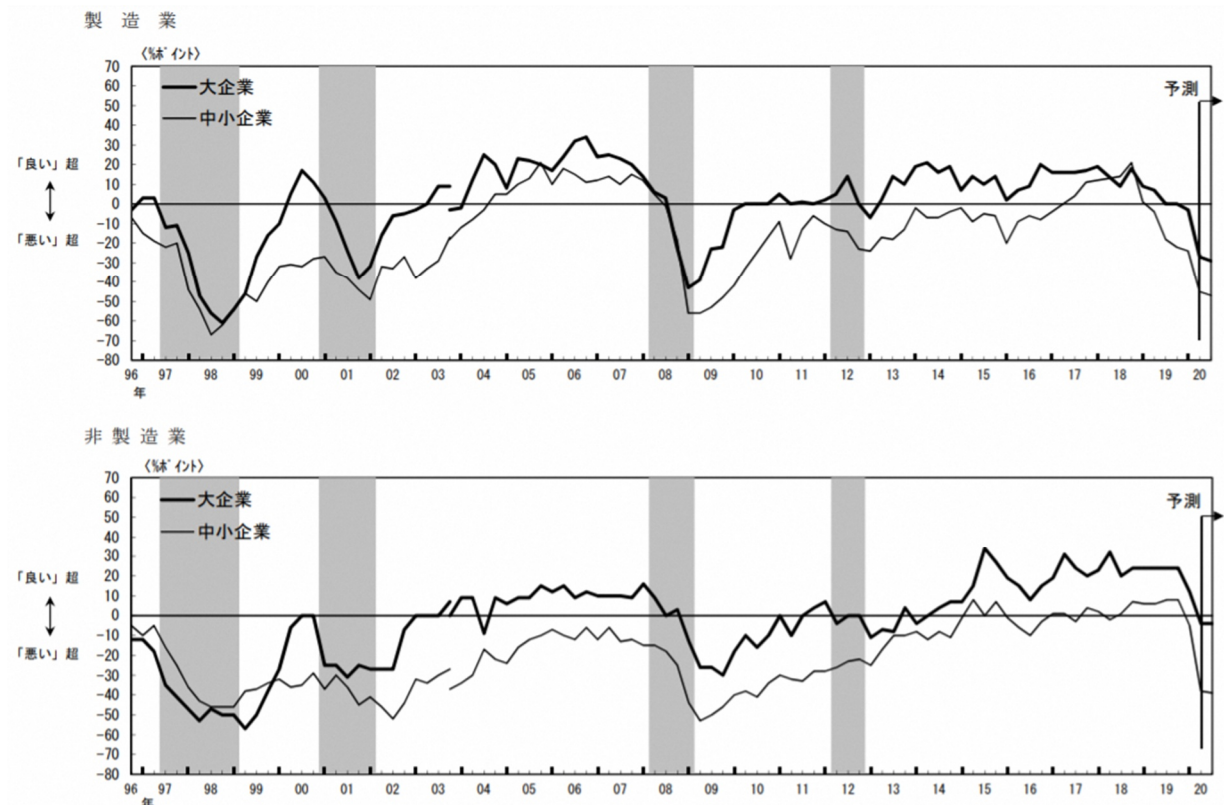
兵庫県産業政策課「兵庫県の経済・雇用情勢」(7月28日発表分)

- ・本県の経済・雇用情勢は厳しい状況。企業の業況判断は、足もとが悪化し、先行きも悪化の見通し。
- ・個人消費や輸出、生産は減少し、有効求人倍率は低下。

日本銀行神戸支店「管内金融経済概況」コメント(9月7日発表分)

- ・管内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状態にあるが、足もとでは持ち直しの動きがみられている。
- ・個人消費は、持ち直しの動きがみられている。
- ・設備投資は、高水準で推移しているものの、慎重化の動きが広がっている。
- ・住宅投資は、弱めの動きとなっている。
- ・生産は大幅に減少しているが、足もとでは下げ止まりつつある。一方、労働需給は、有効求人倍率が1倍をまたまわるなど緩んでいる。雇用者所得も減少している。

規模別業況判断の推移(兵庫県)



(3) 川西市の経済動向等

(川西市商工会「景気動向調査(期間:令和2年4月~6月)」(令和2年(2020年)7月29日))

極めて厳しい状態からは脱するも先行きは厳しく、第二波の影響を心配

巣籠り消費傾向により好調な事業者がいる一方、飲食・旅行・衣料は厳しい状態

景況

- ・市内景気は新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況下にあったが、緊急事態宣言の解除に伴い、個人消費が若干持ち直しの動きとなり、下げ止まりつつある。
- ・生産活動は、売上高の激減状態から脱した感じだが、依然として前年比を割っているところが多い。市内事業者の収益悪化は、少しずつ改善を見ているものの、依然として苦戦が継続。
- ・先行きについては、極めて厳しい状況からの持ち直しがさらに進むことをほとんどの事業所が期待しているが、第二波を心配する声も多い。

製造業

- ・生産活動が若干上向きに転じているところもでてきているが、新型コロナウイルス感染症の影響は5か月連続で、製造業の生産を下振れさせている。売上が前年比を割っているところが多い。
- ・各自動車メーカーによる生産停止や休業により、関連業界の工場稼働率が平常時には戻っていない事業所も見られる。
- ・先行きについて、生産活動の平常化に向けた動きに期待感。

建設業

- ・前月に引き続き、建設・建築工事の一部では受注工事が停滞するなど完成引き渡しにも影響がでており、売掛金の回収が遅れ気味。
- ・住宅関連では、新型コロナウイルス感染症の影響で、展示場への来場者が大幅に減少していることに加えて、訪問活動も自粛していることから、販売PRに支障をきたす。

小売業

- ・巣籠り消費傾向が継続している感が強く、スーパーでは、保存が利く加工食品を中心に、野菜や果物、肉、魚介類の買上点数が増えたことが原因で、売上自体は前年を上回る。
- ・家電販売では、特別定額給付金が支給されたこともあり、テレビや冷蔵庫、洗濯機などの大型商品の売上が増加。気温の上昇に伴い、エアコンなどの季節商材も好調。
- ・ドラッグストアでは、マスクやアルコール、ハンドソープなど新型コロナウイルス関連商品の動きは、引き続き好調を維持。
- ・アパレル関連、衣料雑貨は、バーゲンセール以外では不調になるなど、小売業でも差がでている。

サービス業

- ・飲食業では、客足は徐々に戻っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として大きくなっている。団体予約の利用がなく、売上が平常に戻るまでには至らず、前年比を下回るところが多い。
- ・国内旅行の動きは依然として厳しい状態。政府のGo To Travelキャンペーンへの期待感が、事業者・消費者ともに大きくなっている。
- ・理美容業では、外出の自粛解除後の6月に入り来店客数が増加傾向となったこともあり、前年近くの売上をみたところが多い。

(2 V-RESAS による分析) 新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響

1. V-RESAS による兵庫県の滞在人口や経済動向

地域経済分析システム (RESAS : リーサス) とは？

地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するため、経済産業省と内閣官房 (まち・ひと・しごと創生本部事務局) が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどに関するビッグデータを集約し、可視化を試みるシステム。

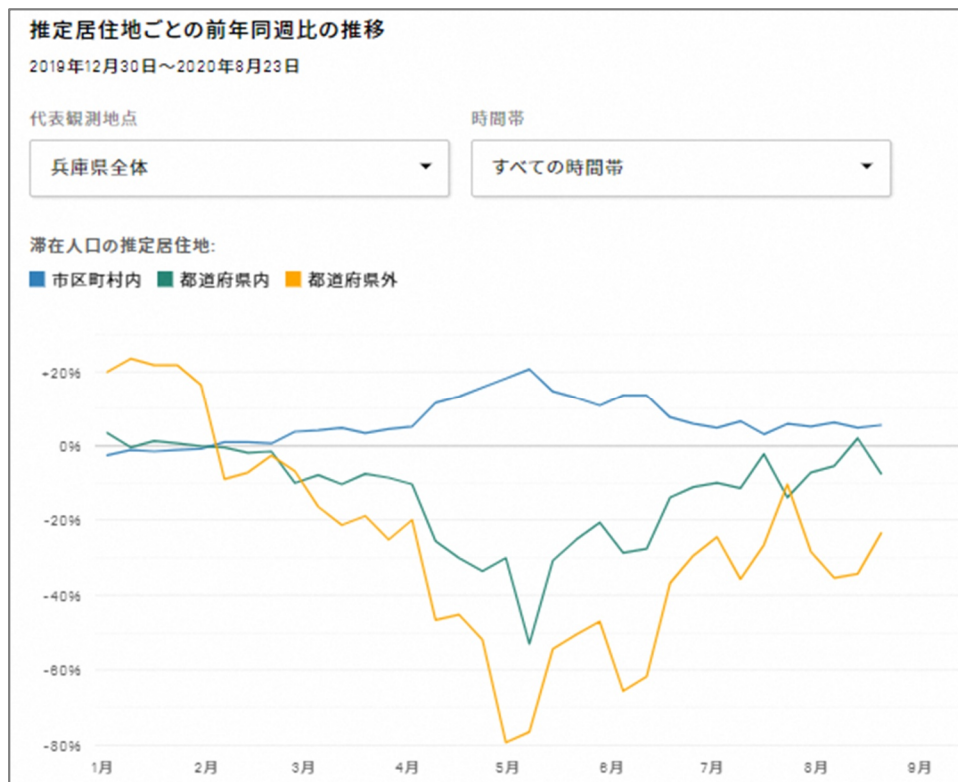
V-RESAS とは？

新型コロナウイルス感染症 [COVID-19] が、地域経済に与える影響の把握及び地域再活性化施策の検討におけるデータの活用を目的とした見える化を行うため提供されている。原則 1 週間程度の頻度で掲載データ等の更新を行い、刻々と変化する経済の状況を可視化するシステム。

(1) 兵庫県全体の滞在人口の動向 (推定居住地ごとの前年同週比の推移)

県外居住者の兵庫県滞在は前年同週比 -80% まで減少
 県内居住者は居住する市町での滞在は前年同週比増、それ以外の市町での滞在は前年同週比減

- ・2月の第2週目頃から県外居住者や県内居住者の滞在人口が減り始め、緊急事態宣言が解除される5月中旬までに、県外居住者は -80% まで減少。
- ・一方、市区町村内居住者の滞在人口は、同時期に +21% まで増加し、その後は減少しているが、8月第4週も +6% を維持している。



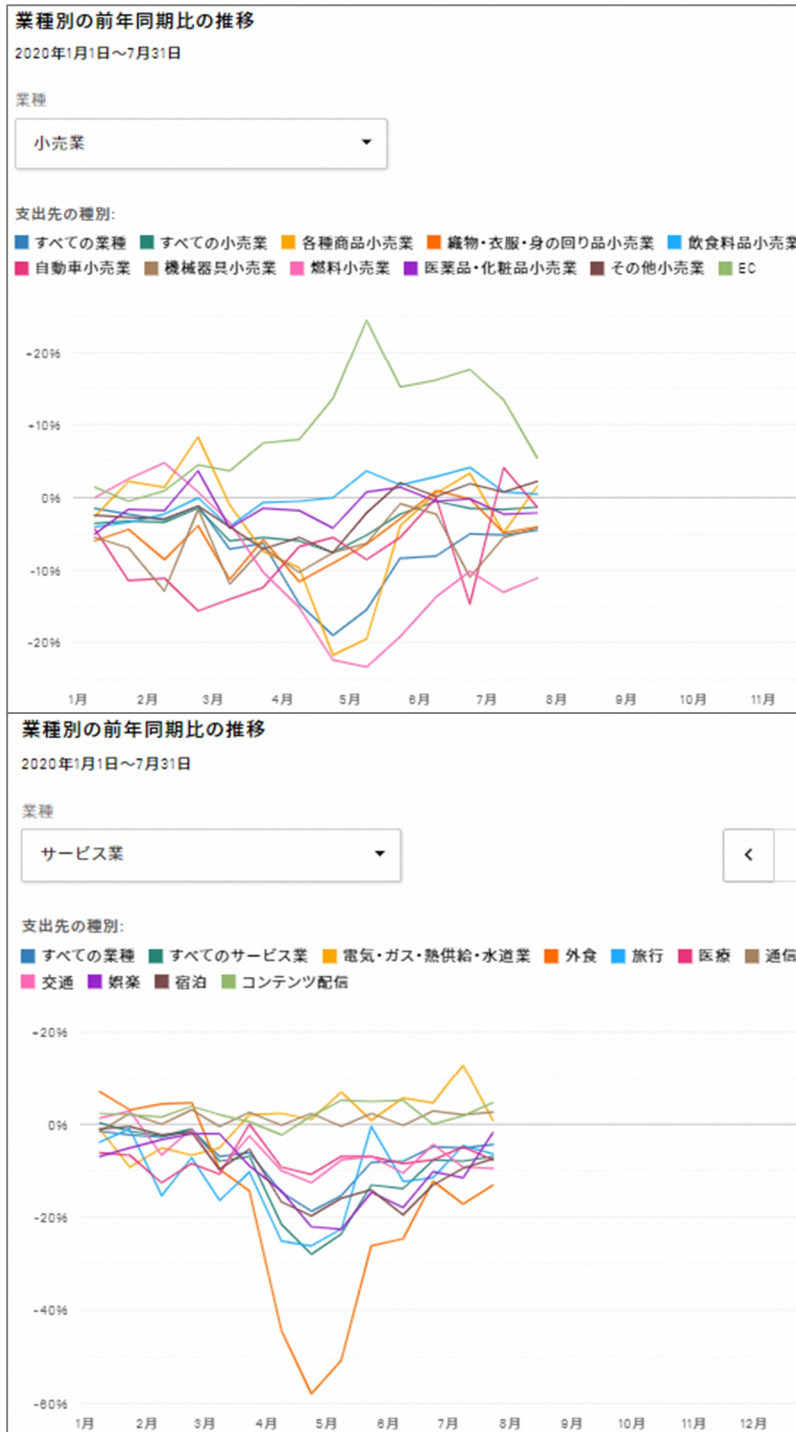
出典：V-RESAS

出典元：株式会社 Agoop「流動人口データ」

(2) 決済データから見る消費動向 (業種別の前年同期比の推移)

外食サービスが前年同期比大幅減の一方、EC 小売業はピーク時に前年同期比 + 24%

- ・小売業については、EC (インターネットを通して商取引を行う業種) は外出自粛が始まった 2 月後半から増加し始め、緊急事態宣言が発令されていた 5 月前半に前年同期比 + 24%。一方、燃料小売業は 5 月前半に - 23%、各種商品小売業は 4 月後半に - 22%まで落ち込む。
- ・サービス業については、外食が 4 月後半に - 58%まで落ち込む。一方、コンテンツ配信や通信、3 月後半以降の電気・ガス等のインフラは、プラスを維持。

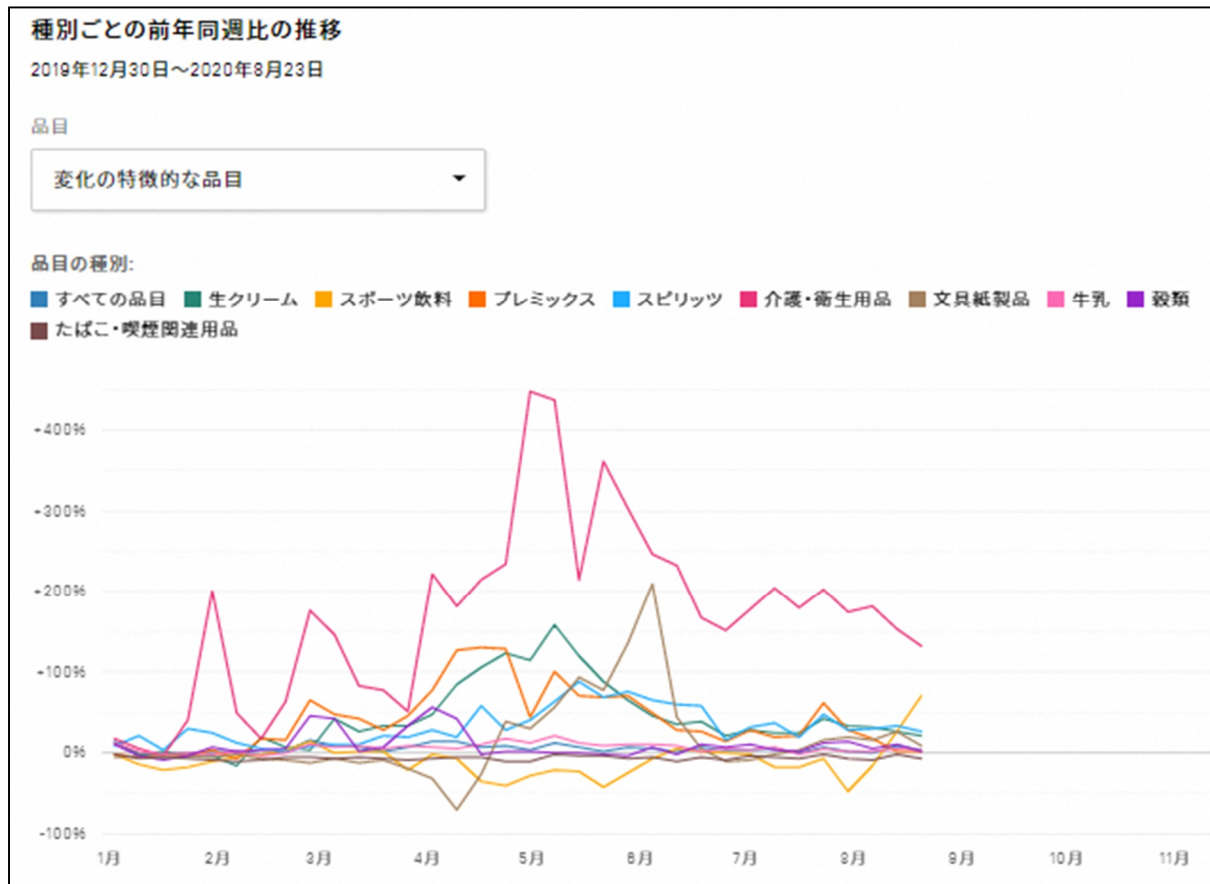


出典：V-RESAS
出典元：株式会社 JCB、ナウキャスト「JCB 消費 NOW」

(3) POS で見る売上高動向 (種別ごとの前年同週比の推移)

介護・衛生用品は前年同週比最大 + 448%
 生クリーム・プレミックスは 4~5 月、文房具製品は 6 月に最大ピーク
 スピリッツは安定的に前年同週比 + 20%前後を維持

- ・介護・衛生用品は 5 月第 1 週に + 448%まで増加し、8 月末においても + 100%以上を維持。
- ・生クリームやプレミックス (ホットケーキミックスやお好み焼き粉など) は 3 月から増加し始め、4~5 月に生クリームは + 159%、プレミックスは + 130%まで増加。生クリームは 8 月末においても + 20%以上。
- ・文具紙製品は 4 月第 2 週に - 71%まで落ち込むが、6 月には + 210%まで回復。
- ・スピリッツ (ジン、ウォッカなどの蒸留酒) は、緊急事態宣言が発令されていた 5 月第 3 週に + 88%まで増加し、それ以降も + 20%前後を維持。
- ・スポーツ飲料は 8 月第 1 週に - 47%まで減少し、その後は回復。



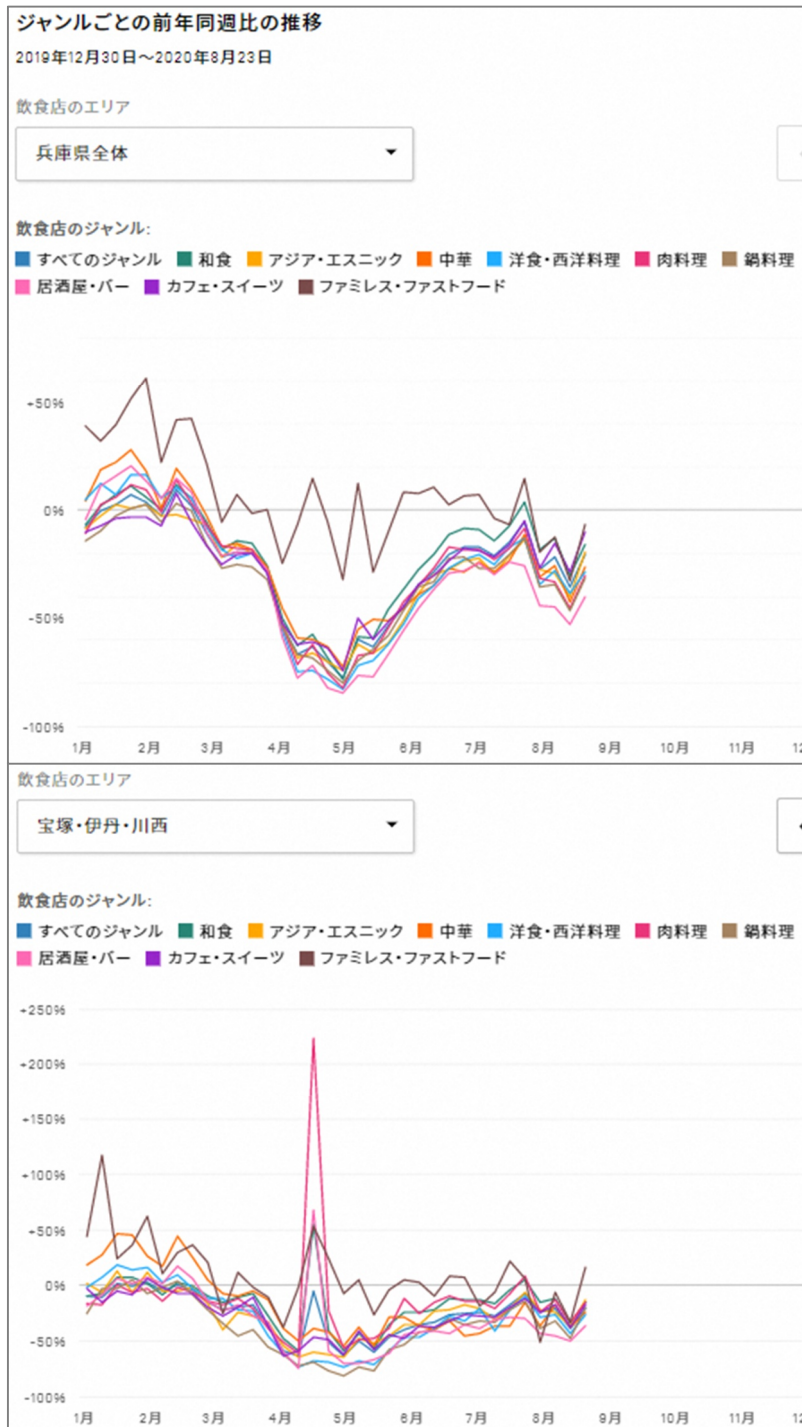
出典：V-RESAS

出典元：ナウキャスト、株式会社日本経済新聞社「日経 CPINow」

(4) 飲食店情報の閲覧数(ジャンルごとの前年同週比の推移)

ファミレス・ファストフードは前年同週比増の時期あり
それ以外のジャンルは3月以降、前年同週比減が続いている

- ・ファミレス・ファストフードは4~7月に前年同週比増の時期がある。
- ・それ以外のジャンルでは3月以降、前年同週比減の状態が続いている。
- ・川西市・宝塚市・伊丹市エリアについては、4月第3週に肉料理、居酒屋・バー、和食が一時的に増加。しかし現在はファミレス・ファストフードを除いて減少。



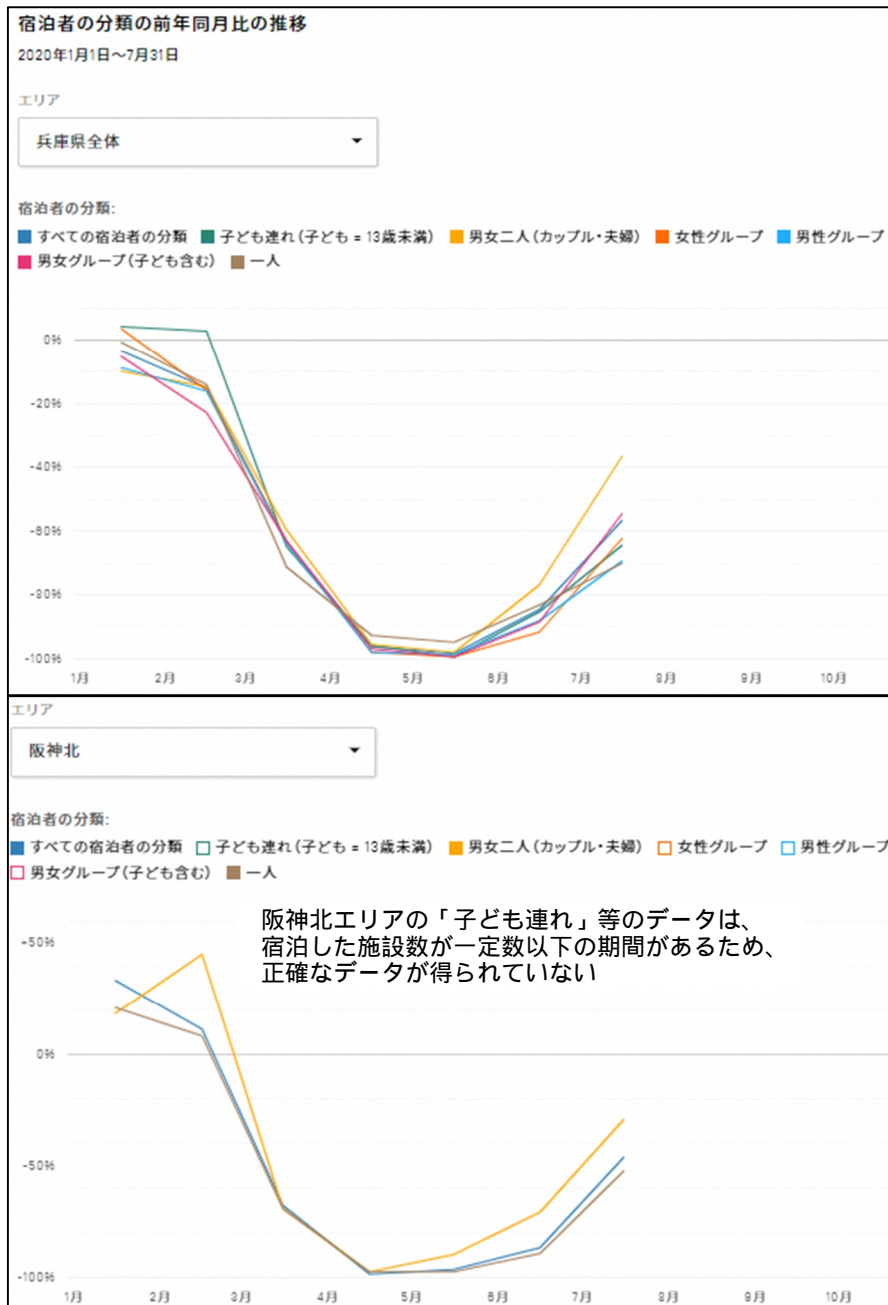
出典：V-RESAS

出典元：Retty 株式会社「Food Data Platform」

(5) 宿泊者の分類ごとの宿泊者数（宿泊者の分類ごとの前年同月比の推移）

兵庫県・阪神北エリアともに4～5月に宿泊者数ほぼゼロまで減少
現在は回復基調にあるものの、7月時点で前年同月比減

- ・兵庫県全体では2月から減少が始まり、4～5月は宿泊者数がほぼゼロに近いところまで落ち込み、その後は徐々に回復。男女二人は7月に - 37%まで上昇。
- ・阪神北エリアでも、1月までは前年を大きく上回っていたが、2月からは男女二人以外の分類で前年同月比減し、4～5月は宿泊者数がほぼゼロ。男女二人は7月に - 29%まで回復。



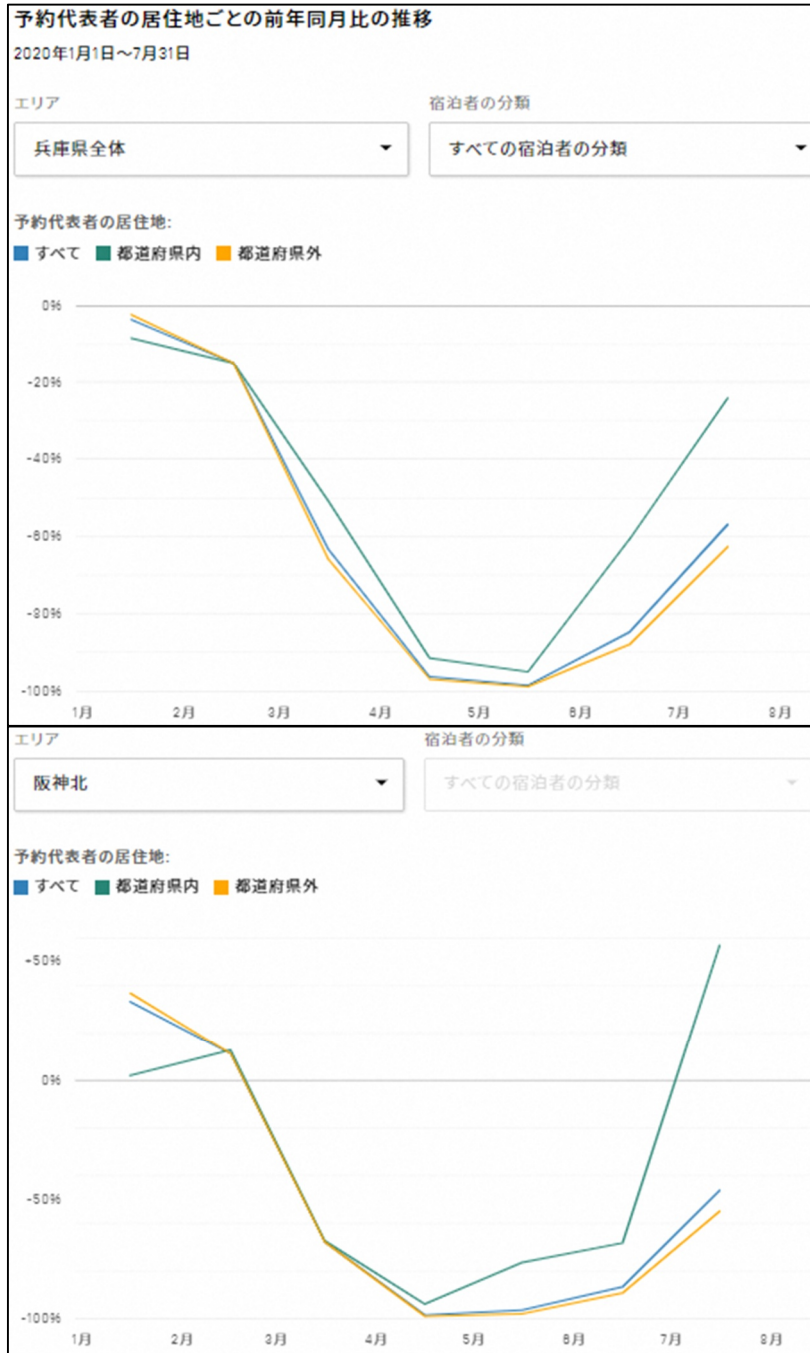
出典：V-RESAS

出典元：観光予報プラットフォーム推進協議会「宿泊データ」

(6) 予約代表者の居住地ごとの宿泊者数（予約代表者の居住地ごとの前年同月比の推移）

県内外居住者ともに 4～5 月に宿泊者数ほぼゼロ
 5 月以降回復し、阪神北エリアでは県内居住者が前年同月比 + 57%

- ・ 県内・県外居住者ともに 1 月から減り始め、4～5 月には県外居住者はほぼゼロ。その後は徐々に回復し、県内居住者は 7 月には - 24% まで回復。
- ・ 阪神北エリアでも、4～5 月には県外居住者がほぼゼロ。その後、県内居住者は急激に回復し、7 月には + 57% まで増加。

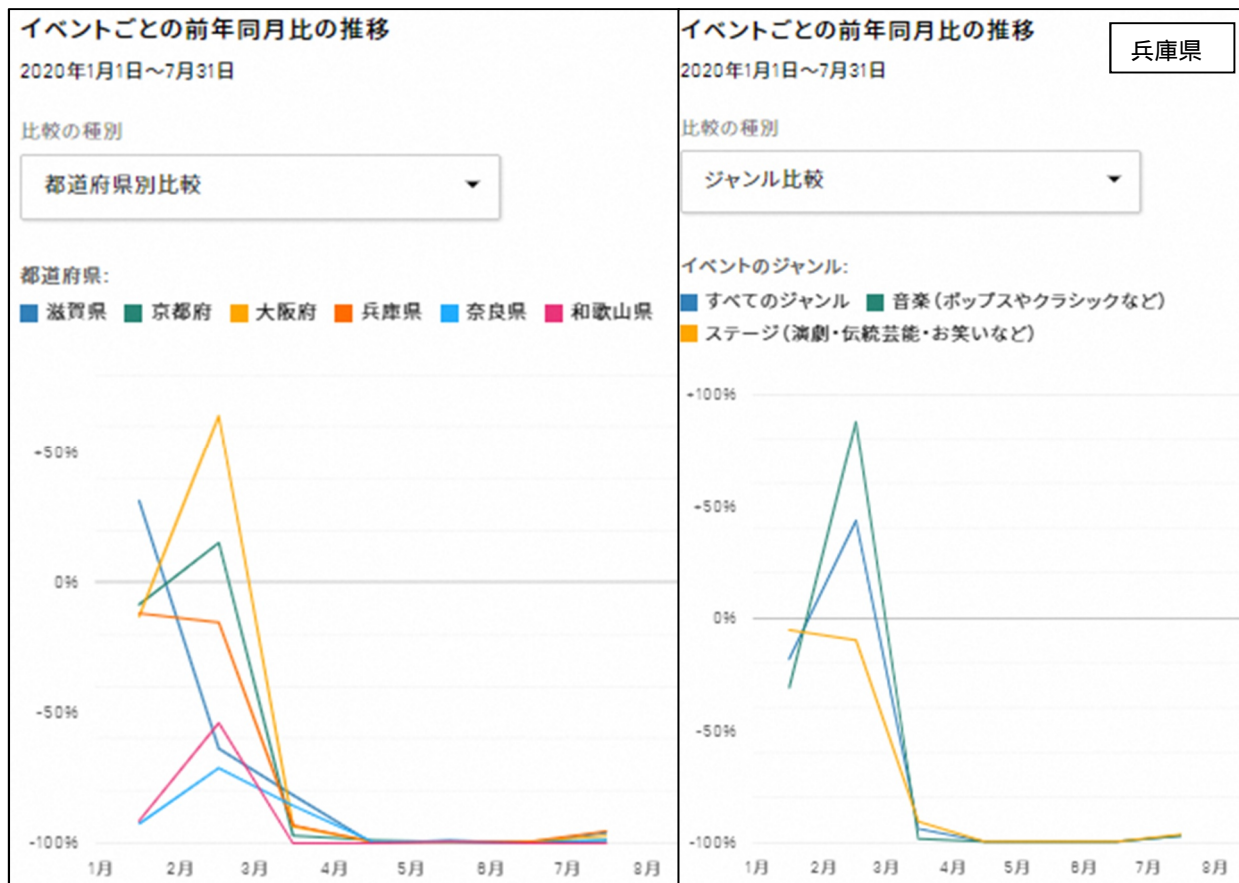


出典：V-RESAS
 出典元：観光予報プラットフォーム推進協議会「宿泊データ」

(7) イベントチケット販売数(イベントごとの前年同月比の推移)

4月以降、近畿2府6県のイベントチケット販売数はほぼゼロが続いている

- ・府県別では、大阪府と京都府は2月までは前年同月を上回っていたが、3月以降は急激に落ち込み、4~6月はどの府県もほぼゼロ。兵庫県は7月に-96%とわずかに回復。
- ・兵庫県のジャンル別では、2月には音楽が+88%と好調だったが、その後急激に減少。音楽は3月から、ステージは4月からほぼゼロ。7月は音楽・ステージともに-97%とわずかに回復。



出典：V-RESAS
 出典元：ぴあ株式会社「「チケットぴあ」販売実績データ」

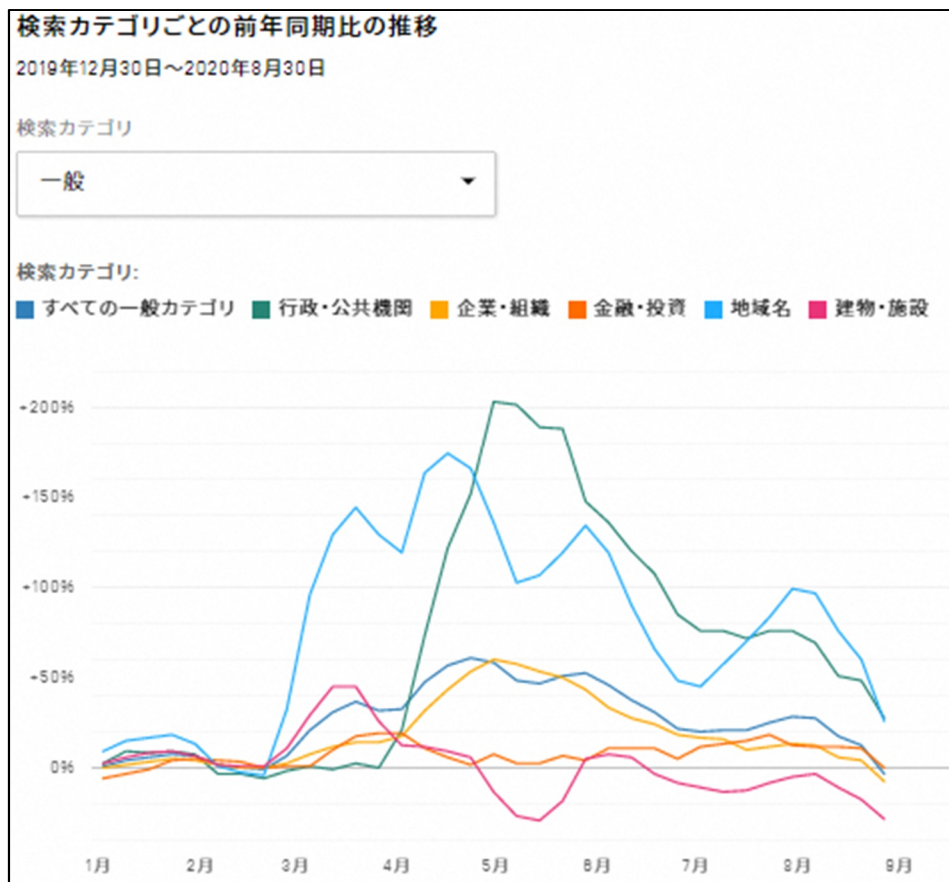
(8) キーワードの検索人数 (検索カテゴリごとの前年同期比の推移)

データは Yahoo!検索で検索された検索ワードを、人工知能 (AI) 技術を用いてカテゴリライズして統計化したもの。

【カテゴリ：一般】

2 月末から「地域名」、4 月以降は「行政・公共機関」の検索が増加

- ・ 2 月末から急激に「地域名」の検索が増加。また、4 月には「行政・公共機関」の検索が一気に増加。
- ・ 「建物・施設」の検索は 5 月に - 30% まで減少した後、6 月に一旦前年同期比増となり、6 月下旬から再び減少。



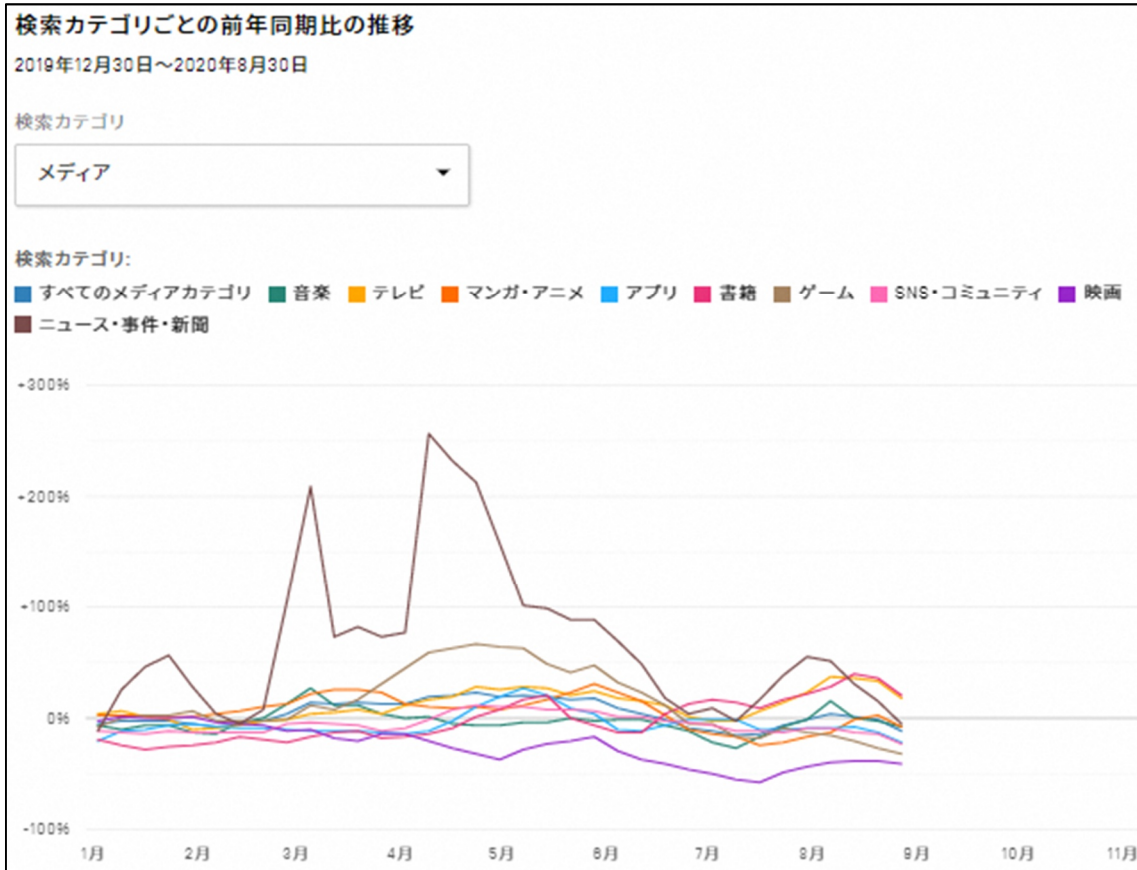
出典：V-RESAS

出典元：ヤフー・データソリューション「Yahoo!検索で検索された検索ワード」

【カテゴリ：メディア】

ニュース・事件・新聞はほぼ前年同期比増が続き、4月に最大+256%

- ・「ニュース・事件・新聞」の検索は1月から増え始め、4月に緊急事態宣言が発令された週に+256%。その後、7月には-2%まで減少し、8月に再び増加。
- ・「ゲーム」はゴールデンウィーク前後に検索のピーク、7月以降はマイナス。
- ・「映画」は2月以降マイナスが続いており、夏休みシーズンの7月になっても回復していない。



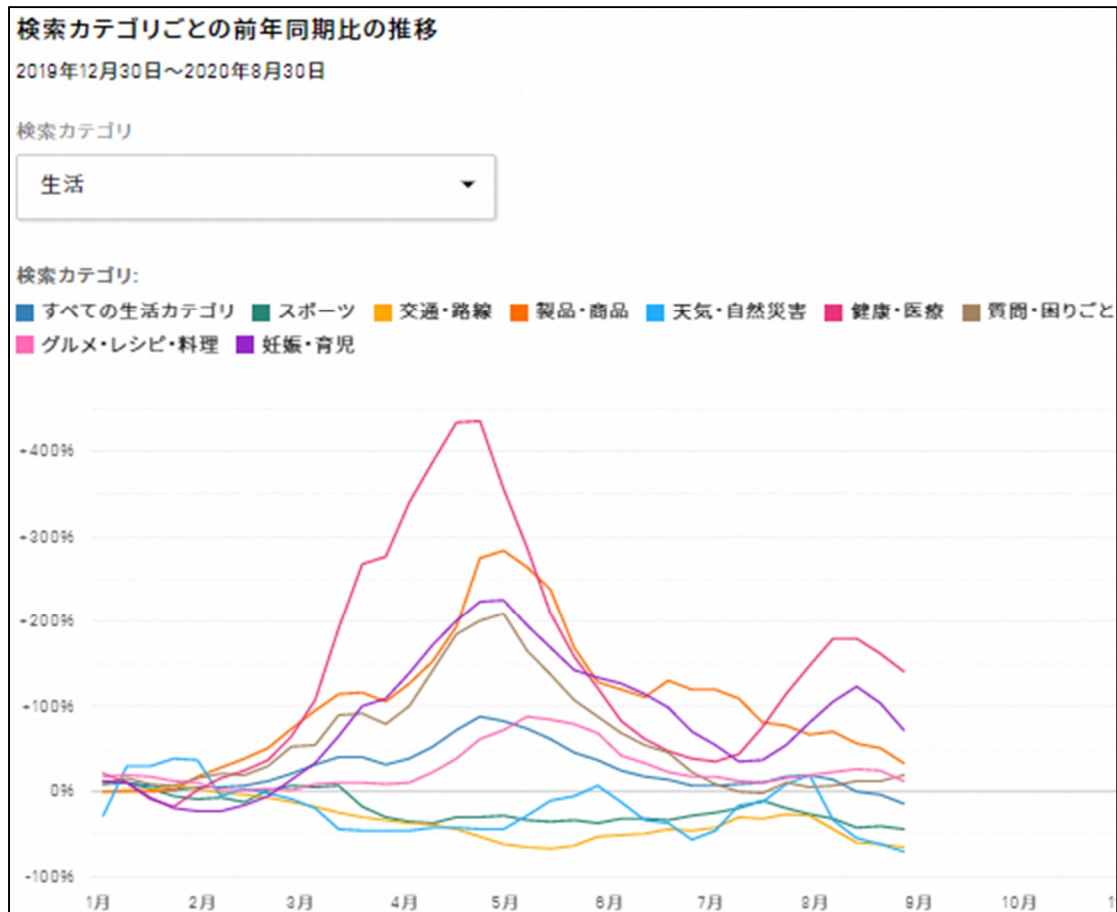
出典：V-RESAS

出典元：ヤフー・データソリューション「Yahoo!検索で検索された検索ワード」

【カテゴリ：生活】

健康・医療、製品・商品、質問・困りごと、妊娠・育児は5月ピーク、7月に再増加
交通・路線、スポーツは前年同期比減が続いている

- ・2月後半から、「健康・医療」、「製品・商品」、「質問・困りごと」、「妊娠・育児」などの検索が増え始め、5月頃がピーク。また7月から再び増加。
- ・「交通・路線」は2月以降、「スポーツ」は3月以降、マイナスが続いており、今も回復しない。



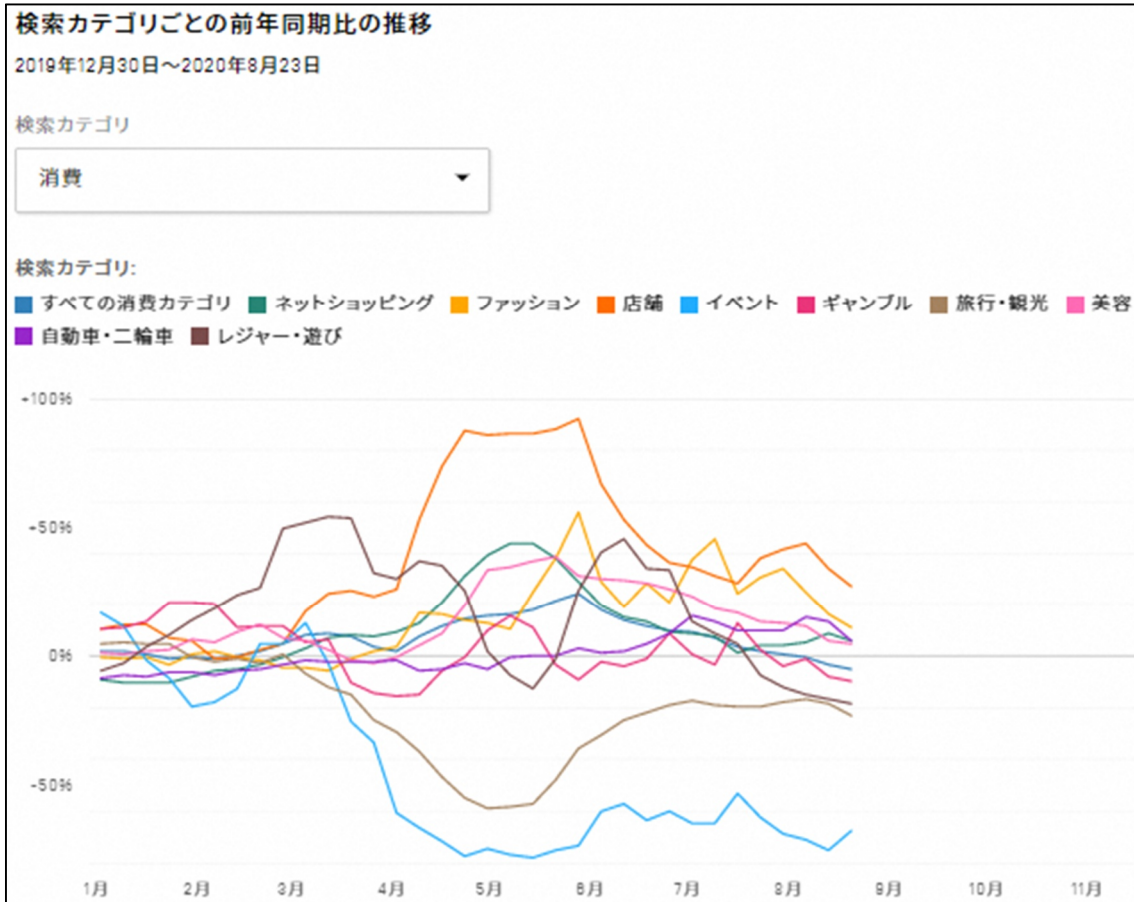
出典：V-RESAS

出典元：ヤフー・データソリューション「Yahoo!検索で検索された検索ワード」

【カテゴリ：消費】

店舗が前年同期比増の一方、イベントや旅行・観光は前年同期比減が続いている

- ・「レジャー・遊び」は3月までは+54%と増加し、5月には-13%まで減少。その後6月には+45%まで増加したが、それ以降は再び減少。
- ・「店舗」は3月から増加し、5月のピーク後は7月中旬まで減少。7月下旬から8月中旬にかけて再び増加。
- ・「イベント」は3月以降急激に減少し、5月に-78%。
- ・「旅行・観光」は5月に-59%まで減少し、その後-20%前後まで回復。夏休みシーズンも同程度。



出典：V-RESAS

出典元：ヤフー・データソリューション「Yahoo!検索で検索された検索ワード」

(3 国・県・市の中小企業支援事業) 新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響

項目	国	県	市
資金繰り	<p>各種融資制度 新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫) 商工中金による危機対応融資、マル経融資(本体枠を超えた融資)、小規模企業共済制度の「特例緊急経営安定貸付制度」、危機対応融資(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)、衛生環境激変対策特別貸付(対象:旅館業、飲食店営業、喫茶店営業を営む方)等を実施。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応無利子資金 個人事業主(小規模事業者に限る、セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を取得した者)を対象に、貸付限度額:4,000万円、無利子(当初3年間、4年目以降0.70%)保証料率:0%を実施。</p> <p>新型コロナウイルス対策貸付 セーフティネット保証4号・5号の取得者に対して、貸付限度額:2億8000万円、利子:0.70%+保証料率:0.80%=1.50%(一般保証:1.85%)を実施。</p> <p>経営活性化資金 セーフティネット保証取得者に対して、運転資金として貸付限度額:5000万円(金融機関所定金利)を実施。</p>	
雇用の確保・休業補償	<p>雇用調整助成金の特例措置の拡大 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です(特例措置の拡大:クーリング期間要件を撤廃、被保険者機関要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者・助成率を拡充) 助成率:4/5(支給限度日数:通常+6か月)助成率:10/10(解雇を伴わない場合)助成額:日額上限額15,000円、休業等計画届の提出が不要等。</p> <p>休業中、自宅でインターネット等を用い教育訓練実施 助成金が2400円加算(雇用保険被保険者以外も対象)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主の指示で休業した中小企業の労働者のうち、休業中の賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます(給付額:休業前賃金の8割(日額上限11,000円)、対象となる休業の期間:令和2年4月1日から9月30日まで)</p> <p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です(支給額:休業中に支払った賃金相当額×10/10(1日あたり8,330円を支給上限))</p> <p>働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) テレワーク用通信機器の導入・運用等(補助率:1/2(1企業あたり)の上限:100万円)</p> <p>「在留資格認定証明書」の有効期間延長 通常は「3か月間」有効であるところ、入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効。</p>	<p>休業要請事業者経営継続支援金 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県・市町が協調して支給します(給付額:10~100万円(法人)、5~50万円(個人))</p> <p>働き方・休み方改善コンサルタント 新型コロナウイルス対応で社員に特別休暇を与える時、具体的手続き等の支援を無料で実施。</p>	

項目	国	県	市
	<p>技能実習生の在留資格変更手続き 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、(1)技能実習生が本国への帰国が困難である場合、(2)技能検定等の受検が速やかにできない場合又は(3)「特定技能1号」への移行に時間を要する場合に変更。</p>		
固定費(借金の返済、税金)の負担軽減	<p>実質無利子融資を活用した借入金の借り換え(日本政策金融公庫、民間金融機関等) 日本政策金融公庫等の実質無利子融資や、民間金融機関の信用保証付き借入金を実質無利子制度で借換等。</p> <p>共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除(中小企業基盤整備機構) 令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている場合、延滞利子を約定償還期日から1年間免除。</p> <p>掛金の納付期限の延長等(中小企業基盤整備機構) 掛金の月額減額(月額1000円~70000円の範囲内で選択)または掛金の納付期限の延長(令和2年11月までの掛金の請求)を選択。</p> <p>厚生年金保険の納付の猶予制度 新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「換価の猶予(国税徴収法第151条の2)」が認められます。</p> <p>国税の納付の猶予制度 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、所轄の税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます(国税徴収法第151条の2)。 また、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予(国税通則法第46条)が認められる場合もあります。</p> <p>少額減価償却資産の特例 中小企業は30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入可能。</p> <p>中小企業経営強化税制の拡充 「デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型」追加。テレワーク用設備等導入する際、即時償却又は設備投資額の7%(資本金3000万円以下の法人は10%)税額控除。</p>	<p>借換等貸付拡充 既往借入金の返済資金(貸付利率:0.70%+保証料率:0.80%=1.50%、貸付限度額:2億8000万円、融資期間:10年以内(据え置き期間1年以内))</p> <p>新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール制度(兵庫県中小企業再生支援協議会) 猶予期間:1年間(金融機関と資金繰り計画策定)、猶予期間:1年間資金繰りの継続サポート等。</p>	
事業継続	<p>持続化給付金 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金(給付上限額:200万円(法人)、100万円(個人))</p> <p>家賃支援給付金 5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します(給付上限額:600万円(法人)、300万円(個人))</p>	<p>経営相談体制の強化 経営課題解決に向け専門家派遣:1/2負担(約1.5万円/回、10回を限度)</p> <p>事業引継ぎ支援センターの活用 中小企業の円滑な事業承継を支援するために、事業承継に関する幅広いご相談をお受けし、M&A先とのマッチングなどを行います。</p>	<p>川西市つながりづくり事業者支援金 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者(原則、ひと月あたりの事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少)を対象に、事業の継続を支援するとともに、地域貢献活動を実施していただくことにより、産業の活性化と地域とのつながりづくりに寄与することを目的として10万円を支給します。</p>

項目	国	県	市
	経営資源引継ぎ補助金の活用 事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、(1)経営資源の引継ぎを促すための支援、(2)経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ります。		
設備投資・経営環境の整備	業種別ガイドライン https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf	兵庫県中小企業事業再開支援事業 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されることから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します(補助金額:20~40万円(法人)、10~20万円(個人))。	新型コロナウイルス感染症対策「安全対策取組み店舗」の掲示物を商工会で作成、配布 新型コロナウイルス感染拡大予防を考慮し、安全対策に取り組む店舗の取組事項が記載された店舗掲示用紙を商工会で作成しました。(大きさはA3、ラミネート加工を2枚)商工会会員は無料、非会員は有料でお配りします。
新規事業創出・販路拡大		がんばるお店・お宿応援事業補助金 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食業、宿泊業、小売業を営む小規模事業者がテイクアウトやデリバリー等新たな取組みに対し支援します(1事業所あたり下限額5万円~上限額10万円の定額補助) 新事業創出支援貸付(資本性ローン) 新規事業展開のための無利子貸付金(貸付限度額:400~3,000万円、貸付割合:対象経費の70%以内、貸付期間:5年6か月、担保・保証人:不要)	川西テイクアウトクーポン 新型コロナウイルス感染症の影響の中、テイクアウトメニューの実施などの工夫をしながら、頑張る飲食店などを応援するため発行します(発行部数:5,500部、クーポンの価格:1部あたり「500円×5枚綴り」を2,000円で販売) 川西商店会 de プレミアム!!(プレミアム付商品券) 新型コロナウイルス感染症による外出自粛の生活において、地域のお店でお得にお買い物を楽しんでいただくことを目的に、川西市内の13の商店会と川西市商工会がタッグを組んで、プレミアム付商品券を発行します(1冊6,000円分使える商品券を5,000円で販売)。
将来に向けた新規投資(補助金活用等)	ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス補助) 新製品・サービス、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援(補助上限:1,000万円、補助率:中小(1/2)、小規模(2/3)) 特別枠:補助上限:1,000万円、補助率:A類型(2/3)、B・C類型(3/4)、さらに事業再開枠として補助上限:50万円 定額、補助率:10/10 を上乗せ 小規模事業者持続化補助金 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組みを支援(補助上限:50万円、補助率:2/3) 特別枠:補助上限:100万円、補助率:A類型(2/3)、B・C類型(3/4)、さらに事業再開枠として補助上限:50万円 定額、補助率:10/10 を上乗せ IT導入補助金 ITツール導入による業務効率化等を支援(補助上限:30~450万円、補助率:1/2) 特別枠:補助率:2/3または3/4		

新型コロナウイルス感染症による本市産業への影響に係る実態把握調査計画

1. 目的

関係事業者団体等を対象に、市内産業の新型コロナウイルスによる影響や、現状や今後の見通し、課題を把握することで、「川西市産業ビジョン」アクションプランにおける施策検討のエビデンスとする。

2. 方法

関係事業者団体等を対象としたグループヒアリング調査、またはアンケート

3. 調査対象

下記対象団体・対象者

4. 調査時期

10月上旬～中旬

テーマ	対象団体・対象者
農業	JA 兵庫六甲 営農支援センター
商業・工業	川西市商工会 工業・建設・商業・サービス部会員
観光	川西市観光協会
市況 (アンケート形式)	まちなかうオッチャー(中心市街地まちなか滞留実感調査員) つながりづくり支援金申請者

5. 調査内容

項目	内容
コロナ禍の影響	これまでの影響、新たに始めた取り組み、活用した支援策
これからの見通し	ウィズコロナ時代への期待、ウィズコロナ時代の不安
産業ビジョンへの要望	基本方針別の意見・要望等

川西市産業ビジョン推進委員会 地域経済対策検討部会 工程表

